

村上市公民館使用基準

◎社会教育法第23条の規定についての基準は、次のとおりとする。

原則論

- ① 公民館は、教育的施設である。公民館における各種事業が教育を軸とした、住民の福祉に寄与することを目的とする。
- ② 公民館の行う事業（援助を含む）が、非営利、政治的中立、宗教的中立であり、平等、公平の原則に基づき、特定の個人あるいは団体に利することがあってはならない。
- ③ 公民館で行われる各種の事業（貸与を含む）は、原則的には、すべての住民に公開し、その利益を享受したいと思うものすべてに開かれていなくてはならない。

(1) 社会教育法第23条第1項第1号

禁止事項

- ① 営利を目的とした事業を行うこと。
- ② 特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。営利事業の援助とは、施設の使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、安い使用料など。

次に掲げる項目に該当する場合には、使用を許可し、該当しないものは許可しない。

- ① 公民館活動に必要な教材の販売または斡旋する行為。
- ② 営利企業団体が共同して行う集会、会議、研修を行うこと。
- ③ 営利企業団体の活動で利潤を生まないもの、宣伝行為にならないものの実施。
- ④ 営利団体の行う興行は原則的には禁止する。ただし、地域においてその種の文化的活動に接する機会がなく、住民の福祉に貢献するものは考慮の対象とする。
- ⑤ 社会教育団体等が主催して営利を目的としない販売、活動、興行であること。

(2) 社会教育法第23条第1項第2号

禁止事項

- ① 特定の政党の利害に関する事業を行うこと。
- ② 選挙にあたり特定の候補者を支持すること。

次に掲げる項目に該当する場合は、使用を許可し、該当しないものは許可しない。

- ① 政治的色彩を帯びているが、直接選挙に関係のない、公開で行う文化サークルで文化活動であることを条件とする。
- ② 公開である政治的講演会で、政党報告会又は演説会、個人演説会又は報告会であること。
- ③ 政治的色彩を帯びているもので、その他認められるものとして、公開で行われる各種政治関係集会や組合活動。

(3) 社会教育法第23条第2項

禁止事項

- ① 特定の宗教を支持すること。
- ② 特定の教派、宗派、教団を支援すること。

次に掲げる事項に該当するものは、使用を許可し、該当しないものは許可しない。

- ① 宗教的色彩を帯びている文化活動で特定宗派等の利益とならないもの。

★村上市生涯学習推進センターの使用基準は、これを準用する。